



2022年1月31日

各 位

会 社 名 株式会社ファンドクリエーショングループ
代 表 者 名 代表取締役社長 田島 克洋
(コード番号 3266)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 阪本 浩司
(T E L . 03-5212-5212)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年2月25日開催予定の第13回定時株主総会において、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- ① 当社及び当社子会社の今後の事業展開、事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条について事業目的の記載内容の一部変更を行うものであります。
- ② 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）が認められたことから、当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、現行定款第11条を変更するものであります。遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することが困難な多くの株主様の出席を可能とし、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考えます。なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（現行定款第17条）は、電子提供においては不要となるため、これを削除するものであります。
 - (2) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (3) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるためのものであります。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 の 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>1. ～26. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>27. 前各号に付帯、関連する一切の業務</u></p> <p>2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年2月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～26. (現行どおり)</p> <p><u>27. 総合リース業並びにその用品の保守管理及びその業務に関する仲介並びにコンサルティング</u></p> <p><u>28. ホテル、旅館及びその他宿泊所の経営</u></p> <p><u>29. ホテル、旅館及びその他宿泊所の経営及び運営管理に関するコンサルティング業務並びに運営に関する業務の受託</u></p> <p><u>30.</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 の 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> <u>1. 現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 定款変更のための定時株主総会の開催日 2022 年 2 月 25 日（金曜日）
定款変更のための効力発生日 2022 年 2 月 25 日（金曜日）

以 上